

情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度 パイロット事業実施要領

平成13年5月
ISMS パイロット事業運営委員会

1. ISMS 制度創設の趣旨

情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度は、情報システムのセキュリティ管理に対する第三者適合性評価制度であり、国際的に整合性のとれた認証制度を確立することを目的に創設するものである。本制度の創設によりわが国の情報セキュリティレベル全体の向上を図るとともに、その情報セキュリティレベルが諸外国からも信頼を得る制度としたい。

2. パイロット事業の概要

(1) 目的

本制度の創設のためには、十分な準備と評価の実証を踏まえてから本格運用を実施することとしたい。そのため、平成13年度実施事業をパイロット事業と位置付けて、パイロット審査等により事業者認証を行い、パイロット事業を通じての審査ノウハウ等を蓄積し、平成14年度からの本格運営に役立てることを目的とする。なお、本パイロット事業においては、安対認定取得者が本制度へスムーズに移行でき、安対制度の継続性が確保できることを実証する。

(2) パイロット事業者の参加メリット

本パイロット事業に参加することにより、他社よりも早く ISMS を確立し、事業所認証を取得できるとともに、自社における情報セキュリティに対する姿勢と確からしさの証明を社会的に示すことができる。また、パイロット審査についての協力を求められることから、ISMS に関する指摘事項に対するサゼッション等を得ることができる。

(3) 実施方法

本パイロット事業の実施に当たっては、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度運営要領(Ver.0.8)に定めるもののほか、本実施要領の定めるところにより実施するものとする。但し、パイロット事業の実施期間は、平成13年8月～平成13年12月までとする。事業者は、この期間のパイロット審査に合格すると、パイロット審査登録機関より仮登録文書、仮認証マークが付与される。登録されたパイロット事業者の仮認証については、パイロット事業終了後、再審査(Ver.0.8 から Ver.1.0 の差分審査)を実施した後に本認証とする。

3. パイロット事業運営体制 (別紙1参照)

(1) 委員会の設置

本パイロット事業の円滑かつ効果的な実施を期すため、当協会内にパイロット事業運営委員会(以下、運営委員会という)を設置する。また、運営委員会内に、パイロット審査のための基準・ガイド等を作成し、かつ、パイロット審査結果の評価を検討するためのパイロット事業技術委員会(以下、技術委員会という)を設置する。

(運営委員会)

運営委員会は、以下の業務を行う。

パイロット事業実施に関する基本方針の決定
パイロット事業実施の全体統括
パイロット審査登録機関の指定
パイロット事業者の選定
パイロット審査結果の評価、及び勧告案の策定
審査員資格の基準策定
技術委員会の業務の事前承認・事後了承

(技術委員会)

技術委員会は、以下の業務を行う。
ISMS 認証基準 (Ver.0.8) の改訂
ISMS に関するガイド等の作成・公開
パイロット事業実施に関する指導・助言
パイロット審査の運用管理
パイロット審査結果の分析・評価
パイロット審査結果に基づく ISMS に関するガイド等へのフィードバック
その他、パイロット事業運営委員会から指示された業務

(2) 事務局の設置

本パイロット事業を円滑に推進するため、当協会内の職員で構成する事務局を設置する。

(事務局)

事務局は、以下の業務を行う。
普及研修会、セミナー等の開催
内外関係機関との交流及び協力
苦情受付窓口の運営
委員会等の運営管理
パイロット事業運営委員会、及び技術委員会から指示された業務
その他業務全般に係る事項

4. パイロット審査登録機関の指定

パイロット事業に係るパイロット審査登録機関は、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度運営要領(Ver.0.8)に定めるところにより申請し、指定を受けるものとする。

事業開始に当たり、運営委員会は、パイロット審査登録機関として次の 3 機関を指定する。但し、パイロット事業として早期に立ち上げるために指定した 3 機関であっても、パイロット審査開始までには所定の手続きを完了させるものとする。

- ・ 財団法人 日本品質保証機構
- ・ 日本検査キューエイ株式会社
- ・ 株式会社ケーピーエムジー審査登録機構 (社名変更のため修正 7/5)

なお、上記以外の機関がパイロット審査登録機関として指定を受けたい場合には、当該機関は、次の要件を満足させるとともに、パイロット事業者から選択される必要がある。

審査登録機関に対する指定基準 (Ver.0.8) を満たすこと。

国内の ISO9000 又は ISO14000 審査登録機関として認定を受けており、認定範囲が

「33 情報技術」を満たすこと。

以上の要件を満足する機関は、別紙 2 の指定申請書により申請を行うことができる。申請された機関をパイロット審査登録機関として指定するか否かは、運営委員会にて選定し決定する。但し、指定する審査登録機関に直接関与する運営委員会の委員は、指定に係る審議には参加しない。

5 . パイロット事業者の選定（別紙 3 参照）

パイロット事業に係る事業者（事業所も含む）は、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度パイロット事業実施要領に定めるところにより選定し、運営委員会にて決定する。

パイロット事業者は、本パイロット事業の趣旨に賛同し、協力していただける事業者で、遅くとも本年 12 月末までに自社の ISMS が確立し運用ができている見込みがあるものから選定する。但し、多数応募の場合には、安対制度から ISMS 制度への移行を考慮し、上記の要件を満足できる安対認定取得者で 9 月もしくは 12 月に認定が失効する事業者を優先する。

上記の要件を満足できる事業者は、別紙 4 の申請書により申請(申請期間：平成 13 年 5 月 22 日～6 月 5 日)を行うことができるものとし、以下の手順に従って最終的な決定をする。

申請のあった事業者について書類審査を行い、上記の要件を満足することを確認し、運営委員会にて選定し、最終的な決定をする。なお、パイロット事業者の選定において、最終的に不採択となった場合には、その旨を連絡する。

6 . パイロット事業実施手順（別紙 5 参照）

パイロット事業実施に係る手順は、以下の通りである。

審査登録機関の選択

パイロット事業者は、パイロット審査登録機関を選択し、審査登録業務契約を締結する。

必要書類提出

パイロット事業者は、申請のための必要書類をパイロット審査登録機関に提出する。

書類審査

パイロット審査登録機関は、パイロット事業者からの提出書類を書類審査する。

予備審査

パイロット審査登録機関は、パイロット事業者に対し予備審査を実施する。ただし、予備審査はパイロット審査登録機関の事情により省くことができる。

本審査の通知

パイロット審査登録機関は、本審査の実施予定等をパイロット事業者へ通知する。

本審査

パイロット審査登録機関は、パイロット事業者に対し本審査を実施する。ただし、当協会の立会い審査を含む場合もある。

指摘事項等の通知

パイロット審査結果により指摘事項等をパイロット事業者へ通知する。

是正措置

パイロット事業者は、指摘事項等を基に ISMS の是正措置をする。

是正報告

パイロット事業者は、パイロット審査登録機関に対し是正報告をする。

登録文書の発行

登録可の場合は、パイロット審査登録機関は、パイロット事業者に対し登録文書(マーク付与を含む)を発行する。

審査報告

パイロット審査登録機関は、当協会に対しパイロット審査結果の報告をする。

7. 運営委員会

運営委員会委員は、以下の通りとする。

委員長	土居 範久	慶應義塾大学 理工学部 教授
委員	井口 新一	(財)日本適合性認定協会 常務理事
"	稲葉 尚功	日本検査キューエイ(株) 執行役員
"	榎木 千昭	KPMG ビジネスアシュアランス(株) 取締役
"	大木 栄二郎	日本IBM(株) 主席コンサルタント
"	喜入 博	日本ユニシス(株) 監査室
"	杉浦 昌	日本電気(株)インターネットソフトウェア事業部 セキュリティ技術センターコンサルティングマネージャー
"	田原 幸朗	(社)情報サービス産業協会 調査企画部次長
"	西川 満	情報処理振興事業協会 セキュリティセンター セキュリティ評価・認証室 室長
"	森 利明	(財)日本品質保証機構 南関東試験センター 所長

計 10名(委員長含む)

五十音順。敬称略。

8. 技術委員会

技術委員会委員は、以下の通りとする。

委員長	中島 基雄	(社)情報サービス産業協会 セキュリティ委員会 委員
委員	河村 太郎	KPMG ビジネスアシュアランス(株) IRM事業部 マネージャー
"	駒瀬 彰彦	(株)アズジェント 取締役 技術本部長
"	高橋 圭二	BSI ジャパン(株) 新規ビジネス事業本部 情報セキュリティ&教育マネージャー
"	馬場 敬博	日本アイ・ピー・エム システム・エンジニアリング(株) 東日本第一事業部 NW・E S 部 設備計画 主幹
"	丸山 満彦	監査法人 トーマツ インタープライズ リスクサービス部 マネージャー 公認会計士
"	江間 徹	(株)富士通ソーシアルサイエンスラボラトリ ネットワークシステム事業部 セキュリティ部 プロジェクト外課長(7/5 追加)
"	松尾 正浩	(株)三菱総合研究所 ビジネスソリューション事業本部 情報セキュリティチームリーダー 主任研究員(7/5 追加)

計 8名(委員長含む)

五十音順。敬称略。

9.パイロット審査結果の分析・評価

パイロット事業者の審査結果については、パイロット審査登録機関より審査報告を受け、技術委員会及び運営委員会において、その審査結果の分析・評価を実施し、パイロット事業を通じての審査ノウハウ等を蓄積するとともに、ISMS 認証基準(Ver.0.8)や ISMS に関するガイド等に反映させるものとする。

以上

応募方法

(1) 提出先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 8 号

(財)日本情報処理開発協会

情報セキュリティ対策室 ISMS 事務局宛

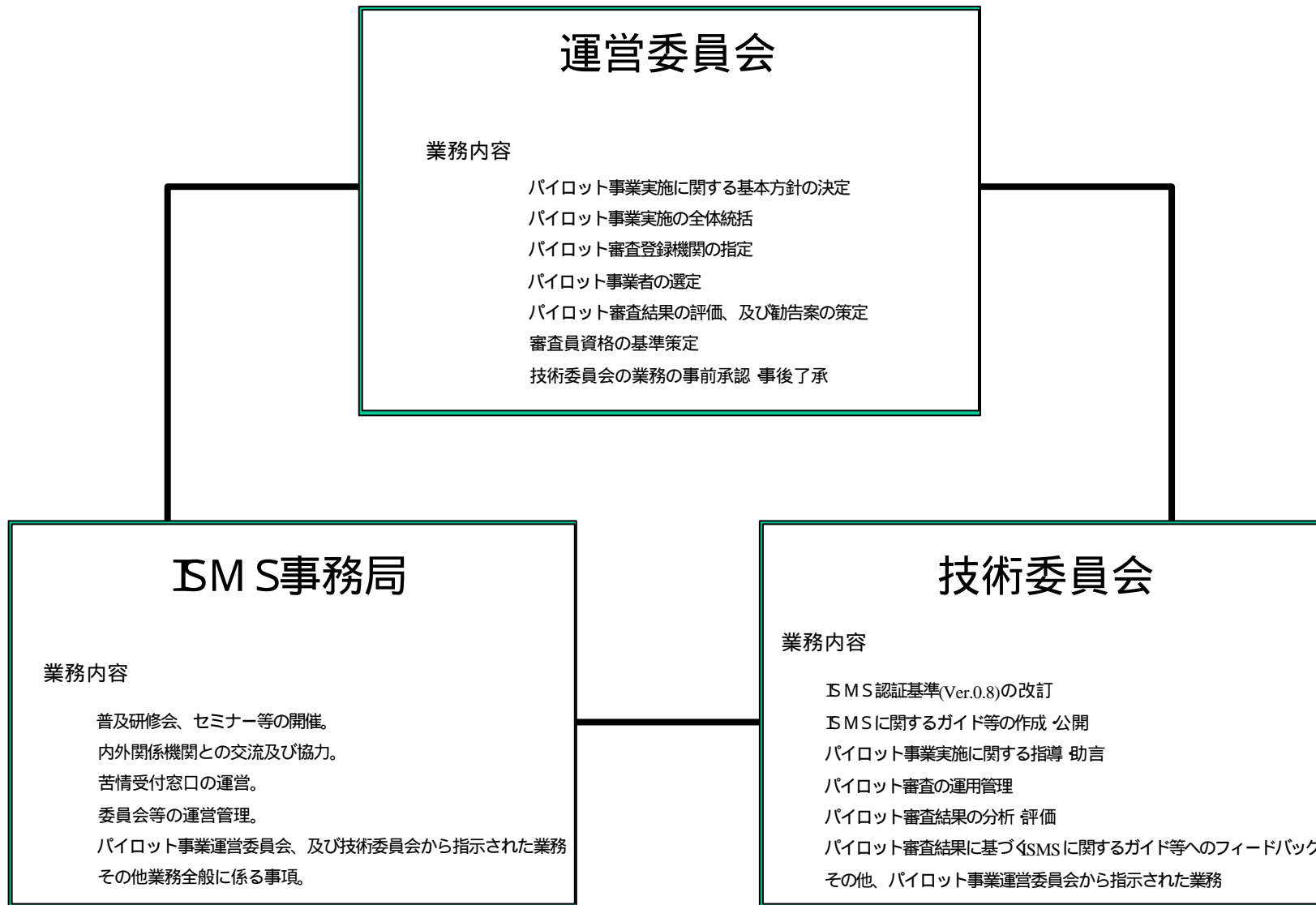
TEL : 03-3432-9386 FAX : 03-3432-9419

(2) 提出期間

平成 13 年 5 月 22 日(火) ~ 6 月 5 日(火) (必着)

上記宛郵送にて提出すること。

別紙 1 パイロット事業運営体制図



ISMS パイロット事業運営委員会 御中

_____年____月____日

申 請 書

(審査登録機関用)

申 請 法 人 所 在 地 _____
名 称 _____ 印
代表者役職 _____
代表者氏名 _____ 印
申 請 機 関 名 称 _____ 印
役職・氏名 _____ 印

下記の通り指定のための申請を致します。

記

1. 申請機関

主たる事務所の所在地 _____

連絡先

所属・役職名 _____ 氏名 _____

TEL(_____) FAX(_____)

E-mail(_____)

2. 申請の種類 (該当するものに をつける)

初回審査 更新審査

3. 指定の申請に関する事項

1) 審査登録対象の ISMS 認証に適用する規格またはその他の規準文書 _____

2) 指定申請書添付書類リスト (付属書参照) _____

指定申請書 添付書類リスト

審査登録機関に対する指定基準、及び情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度運営要領(Ver.0.8)で要求されている文書及びその関連文書として下記の文書を提出する。

	提出要求文書内容	提出要求文書に対応する申請機関の文書		受領確認	
		文 書 名	文書番号	確認	日付
1	登記簿謄本、定款、寄付行為等に準ずるもの				
2	一般情報（主要業務、母体法人との関係等）				
3	品質マニュアル				
4	責任と権限並びに報告の系統図 （審査機能と登録機能）				
5	財政的基盤に関する文書				
6	審査登録システム説明書・審査登録の規則				
7	異議申立て、苦情及び紛争の処理手順				
8	審査登録マーク及びロゴ（認証書管理を含む）使用基準				

指定申請書 添付書類リスト

申請機関の名称： _____

1. 人的資源

(1) 審査登録業務従事者

	雇用している人員	下請負契約の対象人員
上級経営管理者	(人)	
職員	(人)	(人)

(2) 審査員及び技術専門家 (重複集計可)

	雇用している人員	下請負契約の対象人員
審査員	主任審査員 (人)	(人)
	審査員 (人)	(人)
	審査員補 (人)	(人)
技術専門家	(人)	(人)

2. 専門的資源

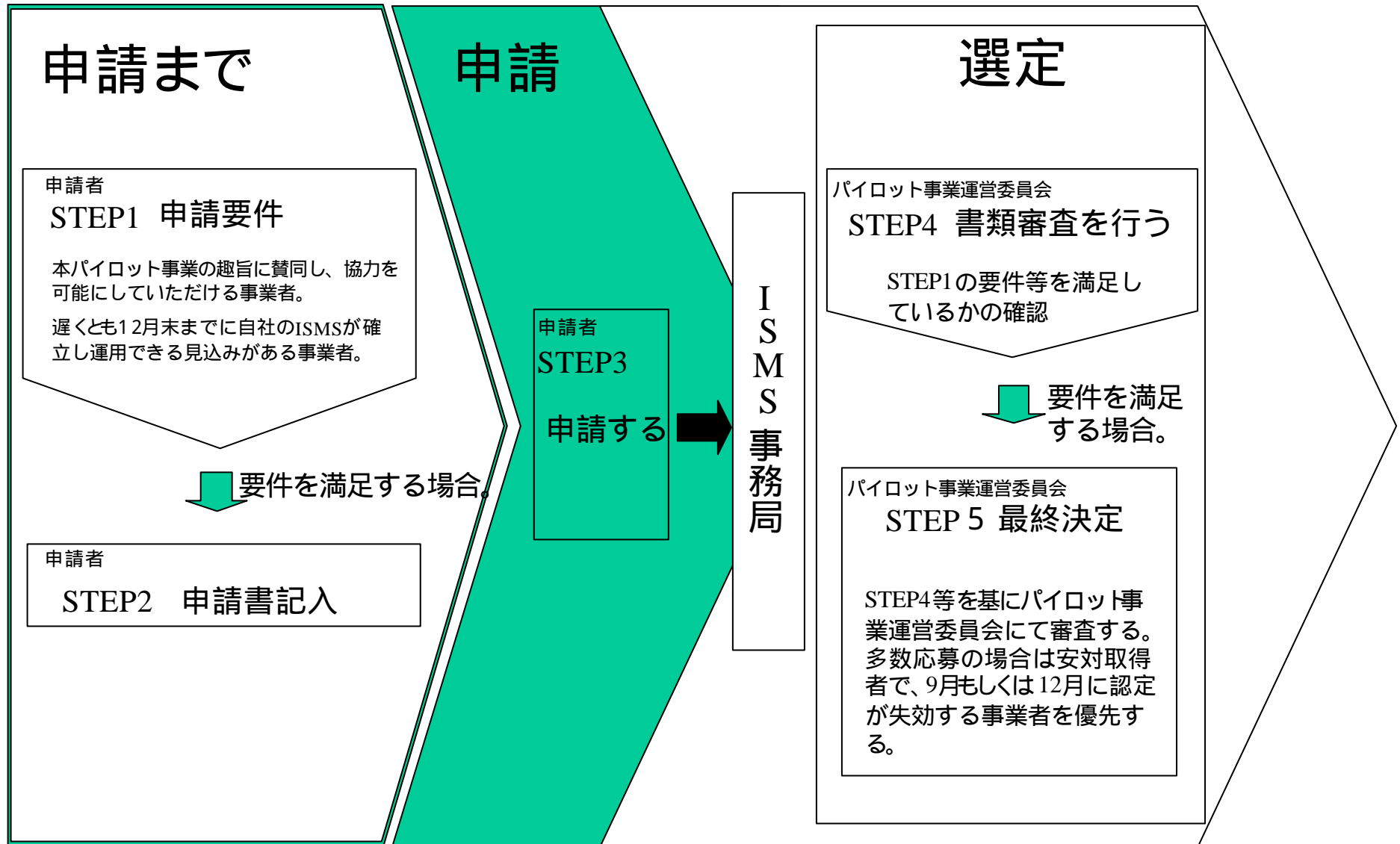
(1) 雇用している人員 (人)

分野	審査員			技術専門家
	主任審査員	審査員	審査員補助	
ISMS分野				
その他の分野				

(2) 下請負契約の対象人員 (人)

分野	審査員			技術専門家
	主任審査員	審査員	審査員補助	
ISMS分野				
その他の分野				

別紙3 選定フロー（パイロット事業者）



ISMS パイロット事業運営委員会 御中

_____年____月____日

申 請 書

(パイロット事業者用)

申請法人所在地 〒 _____

名 称 _____ 印

代表者役職 _____

代表者氏名 _____ 印

申請機関 名 称 _____ 印

役職・氏名 _____ 印

下記の通りパイロット事業のための申請を致します。

記

1. 申請機関

主たる事務所の所在地 〒 _____

連絡先

所属・役職名 _____ 氏名 _____

TEL(_____) _____ FAX(_____) _____

E-mail(_____) _____

2. 安対認定取得の有無(該当するものに をつける)

 取得済(認定年月: _____) 取得していない

3. パイロット事業の申請に関する事項

1) ISMS 認証の適用範囲(具体的に記入) _____

2) ISMS パイロット審査の実施可能時期(スケジュール表を添付) _____

3) ISMS パイロット審査を実施する審査登録機関名(記号を で囲む)

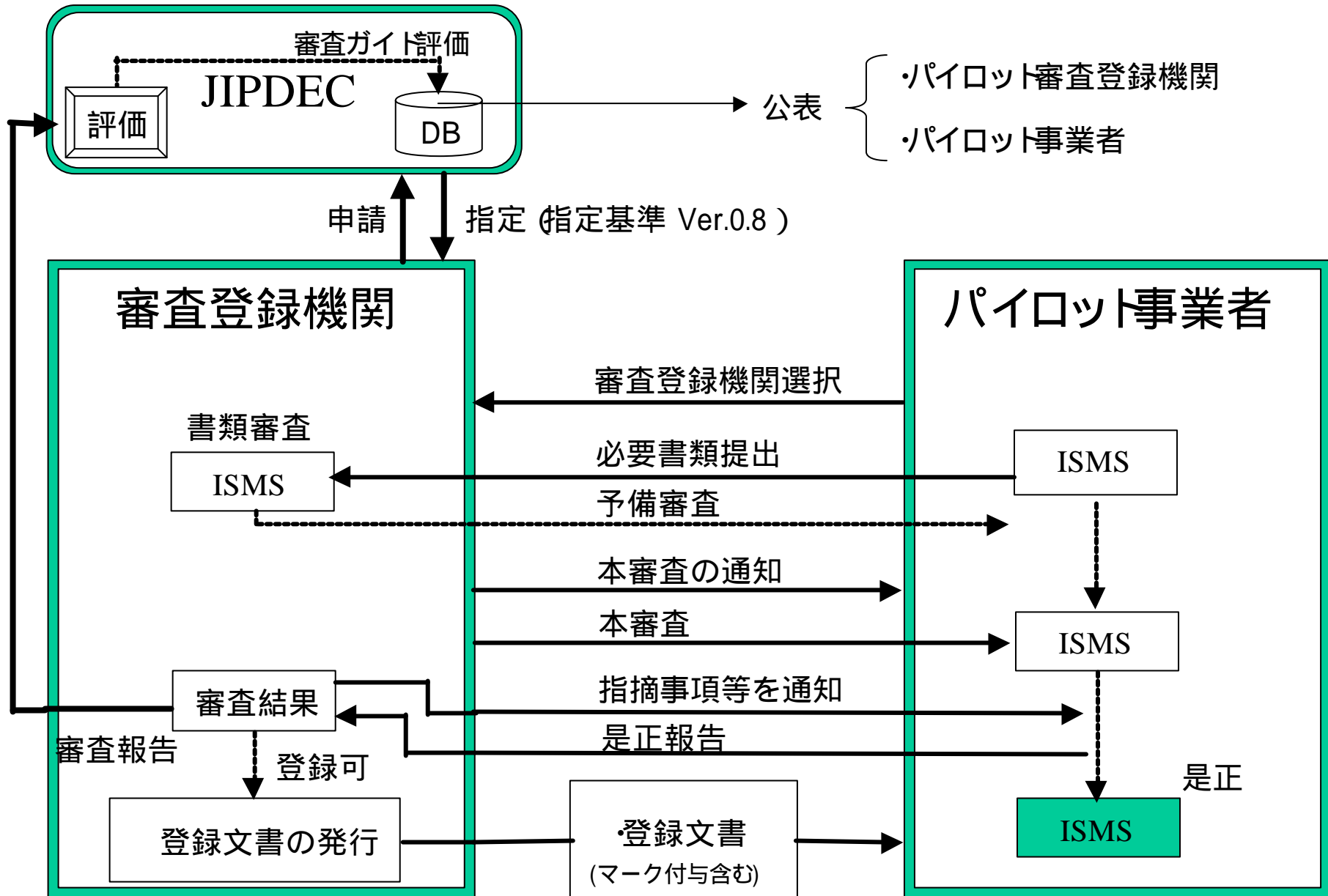
a. 財団法人 日本品質保証機構

b. 日本検査キューエイ株式会社

c. 株式会社ケーピーエムジーセンチュリー審査登録機構

d. その他(_____)

別紙5 パイロット事業実施手順



: 審査登録機関の事情により省くことができる